（別紙）

はり・きゅうの施術料金の算定方法

はり・きゅう師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

１　施　術

（１）　初検料

ア　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合　　２，０００円

イ　２術（はり、きゅう併用）の場合　　２，３２０円

（２）　施術料

ア　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合　　１回につき　１，６５０円

イ　２術（はり、きゅう併用）の場合　　１回につき　１，８２０円

注１　はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として１回につき１００円を加算する。

注２　特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として１回につき２５０円を加算する。なお、片道１６キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

注３ 同一の患者に対する月１６回以降の施術については、施術料及び電療料について所定料金の１００分の５０に相当する額により算定する。

（３）　訪問施術料

訪問施術料１　① １術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合、１回につき３，９５０円

② ２術（はり、きゅう併用）の場合、１回につき４，１２０円

訪問施術料２　① １術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合、１回につき２，８００円

② ２術（はり、きゅう併用）の場合、１回につき２，９７０円

訪問施術料３（３人～９人の場合）

① １術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合、１回につき２，１１０円

② ２術（はり、きゅう併用）の場合、１回につき２，２８０円

訪問施術料４（１０人～１９人の場合）

① １術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合、１回につき１，８００円

② ２術（はり、きゅう併用）の場合、１回につき１，９７０円

訪問施術料５（２０人以上の場合）

① １術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合、１回につき１，７２０円

② ２術（はり、きゅう併用）の場合、１回につき１，８９０円

注１　はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼす恐れのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として１回につき１００円を加算する。

注２　特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として１回につき２５０円を加算する。

注３　片道１６キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

注４ 同一の患者に対する月16回以降の施術については、所定料金の１００分の５０に相当する額により算定する。

注５ 訪問施術料４又は５を算定する施術所における訪問施術について、同一月に集中率（訪問施術料の算定回数のうち、同一の施設等において行われるものの割合をいう。）が１００分の９０以上である場合には、当該月の当該施設における訪問施術の料金（一連の施術において算定される全ての料金）について１００分の８０に相当する額により算定する。なお、訪問施術料を算定せずに施術料を算定している場合は、当該施術料の算定回数も集中率の計算に含めること。

２　往　療　料　２，３００円

注１　片道１６キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。なお、片道１６キロメートルを超える往療とは、施術所の所在地又は届け出た住所地と患家の直線距離であること。

注２　往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等が突発的に発生したことにより通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を起算して５日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあっては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、１回につき８0円を加算する。

注３　往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合又は単に患家の求めに応じた場合については、住療料は支給できないこと。

注４　往療料は、その突発的に発生した往療を行った日の翌日から起算して１４日以内については、往療料は支給できないこと。

注５　定期的ないし計画的な訪問施術を行っている期間において突発的に発生した往療については、訪問施術料は支給せず、施術料及び往療料を支給する。ただし、当該患者が当該往療の後も引き続き、通所して治療を受けることが困難な状況で、患家の求めに応じて患家に赴き定期的ないし計画的に行う施術については、訪問施術料の支給対象とする。

３　施術報告書交付料　４８０円

注 施術報告書交付料を支給する施術報酬請求明細書には、施術者より記入を受けた施術報告書の写しを添付する取扱いとすること。

また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入する取扱いとすること。

４ 明細書発行加算　１０円

注 患者に対し一連の施術に係る料金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付した場合に、明細書発行加算として算定する。

５　実施上の留意事項

その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。なお、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」（平成４年５月２２日付保発第５７号）が改正された場合は、甲は直ちにホームページ（「京都市情報館」）上に公開し、施行日以降の施術に係る請求については、改正後の金額をもとに算定することとする。（施行日：令和８年７月１日）